

平成30年11月1日規定

チャレンジショップ利用規約

本規約は、特定非営利活動法人 石巻復興支援ネットワーク（以下「運営者」という）が宮城県より補助を受け運営する「まちなか創業チャレンジャー支援事業」において、創業予定もしくは創業から3年以内の事業者（以下「出店者」という）が、（二次含む）創業前のモニタリング活動や起業後の試し営業等を運営者の指定する場所・時間（以下「チャレンジショップ」という）で実施するにあたり、その利用条件を定めるものです。

本規約に同意し、かつ運営者の利用承認を受けた方に限り、チャレンジショップを利用できるものとし、利用にあたっては、本規約に定める事項を遵守していただきます。

1. 申込み資格

チャレンジショップに出店申込みできるのは、下記の要件を全て満たす方とします。

- (1)個人又は法人その他団体であること
- (2)宮城県内で、震災の沿岸被災地や人口減少地域において起業し地域経済の活性化に寄与しようとしている方、もしくはその意欲のある方
- (3)暴力団、暴力団員等、その他反社会的勢力でないこと
- (4)店舗責任者を配置することができること

2. 出店できる業態の制限

チャレンジショップでは、運営者が承認する商品・サービスのみ取り扱えます。申込み前に運営者にご相談ください。

3. 禁止事項

出店者は次の各号に掲げる禁止事項を行ってはなりません。

- 1 運営者、他の出店者の利用者及び周辺住民に危険又は迷惑を及ぼす行為
- 2 運営者が承認した目的外でチャレンジショップスペースを使用すること
- 3 チャレンジショップスペースに居住すること
- 4 チャレンジショップの全部又は一部を第三者に利用させ、若しくは出店に係る権利を譲渡又は担保に供すること
- 5 運営者の許可なく、造作、模様替え又は工事を行うこと

6 その他の運営に支障を及ぼす行為をすること

4. 出店の申込み

(1) チャレンジショップへ出店を希望する者は、次の各号に定める書類(以下「申込書等」という)を出店希望日の原則1ヶ月前までに運営者へ提出するものとします。

1 チャレンジショップ出店申込書兼事業計画書(様式第1号)

2 運転免許証など身分を確認できるもの

3 その他、運営者が必要と認める書類

5. 出店の決定

運営者は、出店を希望する出店者の申込書等を厳正に審査したうえ、出店の認否を決定し、申込み日から2週間以内に出店者にその旨を通知します。

6. 出店契約

運営者及び前記5により出店の承認通知を受けた出店者は、速やかに、その契約を締結します。

7. 利用期間等

(1) チャレンジショップの利用期間は、1ヶ月単位で3ヶ月を上限とします。ただし、運営者が承認した場合は、契約更新は1回を限度として、最長で6ヶ月まで延長することができます。

(2) 利用期間の延長を希望する出店者は、原則として利用期間の終了日の1ヶ月前までに、運営者の指定する方法で申込みを行わなければなりません。運営者は、その申込みを厳正に審査したうえ、延長の認否を決定し、申込み日から1週間以内に出店者へその旨を通知します。

8. 賃料等

出店者は別表に定める賃料及び共同管理費等を毎月末日までに提出を受けた請求書に関し、翌月10日までに運営者指定の銀行口座に振り込むことで支払う。なお、その際の振込手数料は、出店者の負担とする。

9. 出店の中止

出店者が承認を受けた利用期間において、契約の解約を希望する場合は、希望する

解約日の1ヶ月前までに書面にて運営者に通知するものとします。

10. 天災等による本事業の終了

(1)運営者は、天災地変その他の運営者又は出店者の責めに帰すことができない事由により出店者がチャレンジショップを利用できなくなった時は、本事業を終了するものとします。

(2)運営者は、前項により出店者が被った損害について一切の責めを負いません。

11. 契約終了時の原状回復

出店者は、運営者から承認された利用期間の終了日までにチャレンジショップを原状回復しなければなりません。

12. 利用中の実績報告

出店者は、毎月5日までに前月中の営業日、売上額及び買上げ客数等を記載した営業報告書（様式第2号）を運営者へ提出するものとします。

13. 事業損益の取り扱い

チャレンジショップに関する事業で発生した収益及び損失は、出店者に帰属するものとします。

14. 帳簿等の整備、開示義務

(1)出店者は、チャレンジショップに関する事業の経理に係る帳簿類を他の事業と区分して収支を記録するものとします。

(2)運営者は、出店者へ前項の帳簿類の閲覧を請求することができます。

15. その他

本規約に定めのない事項及び利用期間中のチャレンジショップに係る諸問題については運営者及び出店者は信義則に基づき協力して問題の解決にあたらなければなりません。

附 則 この規約は、平成30年11月1日から施行します。